

国立大学法人小樽商科大学におけるリサーチ・アドミニストレーター
名称使用規程

(令和2年3月9日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における、リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）の名称使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称の種類、使用者の範囲)

第2条 URAの種類及びその使用を認める者は、次の各号のとおりとする。

- (1) エグゼクティブURA グローカル戦略推進センター研究支援部門長
- (2) シニアURA 教授又は准教授
- (3) URA その他の教職員

(名称の使用)

第3条 前条第2号及び第3号の名称については、学長が、本学教職員の中で、研究プロジェクトの推進、外部資金の獲得支援又は全学的な研究支援業務を行う者に対し、特に必要と認める場合に、その使用を認めることができるものとする。

(名称の使用手続)

第4条 学長は、第2条第2号及び第3号の名称について、学科長等（学科長、学科主任、アントレプレナーシップ専攻長、言語センター長、保健管理センター所長、アドミッションセンター長及びグローカル戦略推進センター各部門長をいう。）又は各課長からの推薦に基づき、その使用を認める。

(名称の取消し)

第5条 学長は、第2条第2号及び第3号の名称について、第3条の必要性がなくなった場合には、名称の使用を取消することができる。

(事務)

第6条 URAの名称使用に関する事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、URAの名称使用に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月9日から施行する。
- 2 小樽商科大学グローカル戦略推進センター研究支援部門におけるリサーチ・アドミニストレーターの呼称付与に関する申合せは、廃止する。